

硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針

平成 25 年 12 月 11 日

硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議

1. 戦没者の遺骨収集帰還は「国の責務」であり、全ての地域で遺骨収集帰還を進めていく必要がある。とりわけ硫黄島は日本国内であるにも関わらず、戦没者約 2 万 2 千人のうち、約半数の約 1 万柱の収容にとどまっているのが現状である。
 2. これまでも、多くの関係者の協力のもと、硫黄島に係る遺骨収集帰還が進められてきたが、関係者の関心の高い滑走路地区の遺骨収容については、引き続き関係省庁が連携し、政府一体となって取り組む必要がある。
 3. 平成 24 年度及び平成 25 年度に防衛省が実施した、高性能地中探査レーダ等による滑走路地区の探査の結果、3 箇所（うち、未探索の壕が 1 箇所、過去に探索済みの壕が 2 箇所）が、1798 箇所（うち、現滑走路下には 101 箇所）に固形物の反応が、それぞれ確認された。
 4. これを受けて、滑走路地区（滑走路、誘導路、給油施設等）の遺骨収集帰還については、政府として、以下の通り対応することとする。
 - (1) 未探索の壕（1 箇所）について掘削を行うとともに、探索済みの壕（2 箇所）についても再確認を行い、遺骨が確認された場合には、速やかに、その収容を行う。
 - (2) 高性能地中探査レーダの反応箇所については、できる限り速やかに、その全てについて掘削を行い、遺骨が確認された場合には、速やかに、その収容を行う。
 - (3) (1) 及び (2) の掘削・遺骨収容については、厚生労働省において、防衛省の支援を得て行うものとする。
 - (4) (1) 及び (2) の掘削・遺骨収容終了後、その結果も踏まえ、現滑走路の移設に着手し、滑走路地区全体の掘削・遺骨収容を進めるものとする。
 5. 上記掘削・遺骨収容と並行して、硫黄島東部から西部の外周道路外側の掘削・遺骨収容を実施する。
 6. 滑走路地区及び外周道路外側を含む硫黄島に係る遺骨収集帰還事業の詳細については、今後策定する「平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」において具体化することとする。
- ※ なお、硫黄島の庁舎地区については、現在、高性能地中探査レーダ等により固形物の有無について探査を継続中であるが、必要に応じて対応するものとする。